

健感発0309第2号  
平成29年3月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の移転等に係る取扱いについて

今般、第二種感染症指定医療機関について、現有施設を廃止し、他所に移転して施設を新設したにも関わらず施設基準（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成11年厚生省告示第43号）に定める施設基準をいう。以下同じ。）への適合の確認等がなされないまま、第二種感染症指定医療機関として指定され続けていた事案が発生しました。公衆衛生上の問題のほか、補助金の不正受給にもつながりかねないため、貴都道府県において指定している第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の移転等の情報については収集に努めていただき、移転等があった場合には下記の点について留意願います。

#### 記

既に指定している第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関における新施設や新病室について基準に適合していることを必ず確認し、また病床数を減少させる場合も補助金の適正な受給の観点から遺漏無きよう対応すること。

#### [具体例]

- ・ 同施設内に第一種病室又は第二種病室を増設する場合
- ・ 現病室を廃止し、同施設内に第一種病室又は第二種病室を新設する場合
- ・ 現有施設を廃止し、同所に新たに施設を整備する場合又は移転して新たな施設を整備する場合
- ・ 病床数を減少させる場合 等